

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C—5300）</p> <p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ（C—5310）</p> <p>&lt;評価申告書Ⅰ及びⅡに共通する事項&gt;</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 包括申告として新規に評価申告書を提出する場合には、標題の右の「新規申告」の□内に×印を付し、また、既に申告してある評価申告書の内容について変更を行う場合には、「変更届」の□内に×印を付す。</p> <p>(3) 上部の枠内欄は、次の表の申告区分に応じて、それぞれ記載不要事項とされている事項を除き、すべて記載する。</p> <p>なお、事前教示回答書が交付されていない場合、「<u>事前教示回答書登録番号</u>」欄の記載は不要である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申告区分</th> <th style="text-align: center;">記載不要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括申告（新規）</td> <td>変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号</td> </tr> <tr> <td>包括申告（変更）</td> <td>輸入申告番号</td> </tr> <tr> <td>個別申告</td> <td>変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の<u>主要</u>関係税関名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「<u>申告貨物の品名・税番・適用税率</u>」欄には、輸入取引に係る商品名、並びに輸入貨物の税番及び適用税率を記載する。</p> <p>なお、原則として、1 件の評価申告書には、輸出者が同一人で取引条件が同一のものについて 2 品目以上をまとめて申告することとするが、1 の取引契約に多くの品目が含まれており、これらの品目を記載する余白がない場合には、別紙に品目明細表を作成の上評価申告書に添付する。この場合、品目によっては評価申告書を適宜分割するものとする。</p> <p>(5) 及び(6) （省略）</p> <p>(7) 「<u>包括申告の主要関係税関名</u>」欄には、申告貨物に係る輸入通関を予定する主要な税関官署名を記載する。例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に輸入通関を予定しているときは、</p>	申告区分	記載不要事項	包括申告（新規）	変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号	包括申告（変更）	輸入申告番号	個別申告	変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の <u>主要</u> 関係税関名	<p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C—5300）</p> <p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ（C—5310）</p> <p>&lt;評価申告書Ⅰ及びⅡに共通する事項&gt;</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 包括申告方式で新規に評価申告書を提出する場合には、標題の右の「新規申告」の□内に×印を付し、また、既に申告してある評価申告書の内容について変更を行う場合には、「変更届」の□内に×印を付す。</p> <p>(3) 上部の枠内欄は、次の表の申告区分に応じて、それぞれ記載不要事項とされている事項を除き、すべて記載する。</p> <p>なお、事前教示照会を行わない場合、<u>事前教示回答書登録番号</u>欄の記載は不要である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申告区分</th> <th style="text-align: center;">記載不要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括申告（新規）</td> <td>変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号</td> </tr> <tr> <td>包括申告（変更）</td> <td>輸入申告番号</td> </tr> <tr> <td>個別番号</td> <td><u>あて先</u>、変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の<u>関係</u>税関名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「<u>申告貨物の品名・銘柄・単価</u>」欄には、輸入取引に係る商品名、<u>その銘柄及び仕入価格の基礎となる単価</u>を記載する。</p> <p>なお、原則として、1 件の評価申告書には、輸出者が同一人で取引条件が同一のものについて 2 品目以上をまとめて申告することとするが、1 の取引契約に多くの品目が含まれており、これらの品目を記載する余白がない場合には、別紙に品目明細表を作成の上評価申告書に添付する。この場合、品目によっては評価申告書を適宜分割するものとする。</p> <p>(5) 及び(6) （同左）</p> <p>(7) 「<u>包括申告の関係税関名</u>」欄には、申告貨物に係る輸入通関を予定する主要な税関官署名を記載する。例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に輸入通関を予定しているときは、</p>	申告区分	記載不要事項	包括申告（新規）	変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号	包括申告（変更）	輸入申告番号	個別番号	<u>あて先</u> 、変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の <u>関係</u> 税関名
申告区分	記載不要事項																
包括申告（新規）	変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号																
包括申告（変更）	輸入申告番号																
個別申告	変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の <u>主要</u> 関係税関名																
申告区分	記載不要事項																
包括申告（新規）	変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号																
包括申告（変更）	輸入申告番号																
個別番号	<u>あて先</u> 、変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の <u>関係</u> 税関名																

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>東京税関（本関、大井出張所） 大阪税関（関西空港税関支署） のように記載する。</p> <p>(8) 評価申告書の記載は、該当する欄の□内に×印を付した上、必要事項を黒字で記載することにより行う。</p> <p>(9) （省略）</p> <p>&lt;評価申告書Ⅰの各欄への記載事項&gt; (Aの1の欄) (1) 「<u>輸入者</u>」及び「<u>輸出者</u>」とは、<u>外国から本邦に到着した貨物を本邦に引き取る者及び貨物を外国から本邦に向けて送り出す者をいう。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 「<u>売手</u>」及び「<u>買手</u>」とは、<u>実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいう。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(Aの2の欄) (1) （省略）</p> <p>(2) Aの2の欄の(2)には、輸入貨物に係る輸入取引の売手と買手との間の定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係の有無について該当する□内に×印を付すことにより当該特殊関係の有無を表示し、「ある。」に該当する場合には、当該特殊関係の内容の概略を（<b>特殊関係の内容</b>）欄に簡潔に記載する。</p> <p>(3) Aの2の欄の(3)には、上記(2)の欄の「□ある。」に×印がある場合についてのみ売手と買手との間の特殊関係による価格への影響の有無を□内に×印を付すことにより表示する。</p> <p>(Bの欄) (1)～(5) （省略）</p>	<p>東京税関（本関、大井出張所） 大阪税関（関西空港税関支署） のように記載する。</p> <p>(8) 評価申告書の記載は、該当する欄の<u>□内又は</u>□内に×印を付した上、必要事項を黒字で記載することにより行う。</p> <p>(9) （同左）</p> <p>&lt;評価申告書Ⅰの各欄への記載事項&gt; (Aの1の欄) (1) 「<u>輸入者</u>」及び「<u>輸出者</u>」とは、<u>それぞれ当該輸入貨物の仕入書面の荷受人及び仕出人をいう。</u></p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 「<u>売手</u>」及び「<u>買手</u>」とは、<u>一般的には輸出者及び輸入者であるが、これらの者が当該貨物の荷送人及び荷受人であり、当該貨物を実際に販売し又は購入する者が別途いるときは、当該販売し又は購入する者がそれぞれ「売手」又は「買手」に該当する。</u></p> <p>(4) （同左）</p> <p>(Aの2の欄) (1) （同左）</p> <p>(2) Aの2の欄の(2)には、輸入貨物に係る輸入取引の売手と買手との間の定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係の有無について該当する□内<u>又は</u>□内に×印を付すことにより当該特殊関係の有無を表示し、「ある。」に該当する場合には、当該特殊関係の内容の概略を（<b>特殊関係の内容</b>）欄に簡潔に記載する。</p> <p>(3) Aの2の欄の(3)には、上記(2)の欄の□内に×印がある場合についてのみ売手と買手との間の特殊関係による価格への影響の有無を□内<u>又は</u>□内に×印を付すことにより表示する。</p> <p>(Bの欄) (1)～(5) （同左）</p>